

Civil Investigative Demands  
連邦取引委員会の CID 規定 (15 USCS § 57b-1)

FTC の委員は、不当行為の疑いのある者が当該不当行為の調査に関する文書資料或いは情報を所有、保管支配していると判断できる場合には、法令に基づいて、民事訴訟手続に着手する前の段階において、以下のような資料を提出するよう書面にして、当該者に対して CID を発行する権限を有する。

- ※ 不当行為の調査に係る資料となる文書の作成とその複写
- ※ 物的資料
- ※ 作成された資料等に関する文書による質問への回答
- ※ 当該文書資料等に関する口頭による証言

CID の書面には、調査の対象が法令違反を構成する疑いのある行為であることを明記しなければならない。

当該 CID が文書資料の提出を求める場合には、

- ※ 当該提出資料は、請求の目的に合致するよう、明白或いは確実な内容で作成されなければならない。
- ※ 請求された資料の収集、調査、複写が可能となるための合理的な一定期間の提出期限を設けなければならない。
- ※ 当該資料の提出先である担当管理官名を明記しなければならない。

当該 CID が物的資料の提出を求める場合には、

- ※ 当該資料は、請求の目的に合致するよう、明白或いは確実に特定された物でなければならない。
- ※ 請求された資料の収集、提出が可能となるための合理的な一定期間の提出期限を設けなければならない。
- ※ 当該資料の提出先である担当管理官名を明記しなければならない。

当該 CID により提出される報告書及び回答書は、

- ※ 当該報告書及び回答書は、明白或いは確実でなければならない。
- ※ 当該報告書及び回答書の提出期限を明記しなければならない。
- ※ 当該報告書及び回答書の提出先である担当管理官名を明記しなければならない。

当該 CID により行われる口頭証言は、

- ※ 口頭証言の行われる日時及び場所を明記しなければならない。
- ※ 調査を担当する調査官、及び調査記録の提出先である担当管理官を特定しなければならない。
- ※ 調査官は、口頭証言において、証言者に宣誓させてその証言を記録し、その写しを管理官に交付する。
- ※ 調査官は、口頭証言において、証言の行われる場所から証言者、その弁護士、担当係官、速記記録係以外の者を退出させなければならない。
- ※ 口頭証言は、証言者の居住区或いは事業区もしくはその他の地区であって、証言者と調査官の同意する連邦司法管轄区内で行われなければならない。
- ※ 口頭証言者は、弁護士を同行させ助言を受けることができる。
- ※ 口頭証言者或いはその弁護士は、一定の場合には、質問に対する異議申立の権利及び黙秘権を有する。
- ※ 口頭証言者は、証言の後その記録の整合性を確認することができ、当該記録に署名する。
- ※ 口頭証言者が上記記録の確認の機会を与えられて 30 日経過後も署名を行わない場合、調査官が署名を行わなければならない。
- ※ 口頭証言が真正に行われたことの認証の後、調査官は遅滞なく当該証言記録の転記を書留郵便もしくは配達証明郵便で管理官に送付する。

※ 口頭証言者は、特定の場合を除きその転記記録の写しの交付を受けることができる。

すべての CID は、領域的裁判管轄権の及ぶすべての連邦裁判所の管轄内において発行することができる。

発行される請求及び執行の申立は、名宛人が領域的裁判管轄権の及ぶいずれの連邦裁判所においても管轄外にある場合には、連邦民事訴訟規則に規定される外国に対する執行と同様の方法により行うことができる。

適正手続に則り、いずれかの連邦裁判所の管轄権が及ぶと認められる者に対しては、コロンビア特別区の連邦地方裁判所がその者に対して管轄権を有する。

CID の発行及びすべての執行の申立は、組合、株式会社、協会、その他の法人に対して行うことができ、

- ※ 組合、株式会社、協会、その他の法人の、共同経営者、執行役員、経営代理人、或いは総代理人のいずれに対して、またはこれら組合、株式会社、協会、その他の法人を代理してその業務を遂行すべく任命を受けた者、或いは法定代理人に対して、正当に作成された請求または申立の写しを発行することにより執行する。
- ※ 上記請求または申立の写しは、当該組合、株式会社、協会、その他の法人の主たる事務所または営業所に発行する。
- ※ 上記請求または申立の写しは、受領通知を要する書留郵便または配達証明郵便により、上記記載の機関に発行する。

CID の発行及びすべての執行の申立は、自然人に対しては以下の方法により行われる。

- ※ 正当に作成された請求または申立の写しを当該自然人に対して発行する。
- ※ 上記写しは、受領通知を要する書留郵便または配達証明郵便により、当該自然人の正確な住所或いは主たる事務所もしくは営業所に発行する。

CID の発行及びすべての執行の申立の方法は、個々の受領通知をもって申立の証明とする。書留郵便または配達証明郵便の場合には、郵便局の配達受領証明書を添付するべきものとする。提出される資料はすべて、当該資料保持者或いは回答者の宣誓証明書を添付して提出されなければならない。

発行された CID に従わない、或いは提出した資料等に不備がある場合には、当該調査の担当官或いは弁護士を通じて、CID の名宛人の居住区或いは事業の拠点を置く管轄区域の連邦地方裁判所に本条執行の申立を行うことができる。

CID の発行から 20 日間或いは資料提出期限のいずれか短い期日を期限として、CID の名宛人は、担当調査官に対して請求の修正または取下げの申立をすることができる。当該申立は、請求が本条に違背するか、申立人の憲法上或いは他の法律上の権利を根拠としていた場合に行うことができる。その場合の期限は進行しない。

本条に基づいて連邦地方裁判所に申立がなされた場合には、当該裁判所が管轄権を有する。当該裁判所の決定を遵守しない者は、法廷侮辱罪として処罰される。

FTC は、情報提供を求める Subpoena 或いは請求を発行する権限を有し、当該書面には委員の署名を必要とする。署名のない文書は効力を発せず、当該権限は他の者に委任することはできない。